

CASBEE 評価認証業務手数料規程

大和不動産鑑定株式会社

第1条（趣旨）

このCASBEE評価認証業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、大和不動産鑑定株式会社（以下「大和鑑定」という。）が別に定める「CASBEE評価認証業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、大和鑑定が実施するCASBEE評価認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

第2条（CASBEE評価認証手数料）

業務規程第19条に規定する手数料の額は、次表のとおりとする。
各区分については、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターの定めるCASBEE評価認証機関認定制度要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づく。

1) 要綱第3条第2項第三号の区分

申請建築物の 延べ面積	用途	手数料金額（消費税別）
10,000 m ² 未満	単一用途	100,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 50,000 円を上記金額に加算
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	単一用途	150,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 75,000 円を上記金額に加算
50,000 m ² 以上	単一用途	200,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 100,000 円を上記金額に加算

※ホールライフカーボン(WLC)の評価を実施する場合には、20,000 円(消費税別)を上記金額に加算する。

2) 要綱第3条第2項第四号の区分

申請建築物の 延べ面積	用途 ※1	手数料金額（消費税別）
2,000 m ² 未満	評価パターン 1	270,000 円
	評価パターン 2	380,000 円 ※2
	評価パターン 3	380,000 円
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	評価パターン 1	480,000 円
	評価パターン 2	660,000 円 ※2
	評価パターン 3	660,000 円
10,000 m ² 以上	評価パターン 1	660,000 円
	評価パターン 2	860,000 円 ※2
	評価パターン 3	860,000 円

※1 評価パターン 1：共用部のみ、評価パターン 2：共用部+特定のテナントの専有部、評価パターン 3：ビル全体（もしくはビルオーナー専有部以外+一棟借りテナント専有部）

※2 評価対象テナントが 1 事業者の場合。対象テナントが 2 事業者以上の場合は増額。

- 2 認証業務が効率的に実施できると大和鑑定が判断した場合は、前項に揚げる金額を減額して適用することができる。
- 3 認証業務を遂行するにあたり、特別の調査費用又は出張費等が生じた場合は、申請者の負担とする。

第 3 条（再評価手数料）

大和鑑定が評価認証の業務を行った建築物を再評価する場合は前条の表に記載する金額の 70%とする。

第 4 条（再交付手数料）

大和鑑定が評価認証書を再交付する場合の手数料は、1 通につき、10,000 円（消費税別）とする。

附則

この手数料規程は、2020 年 6 月 1 日より施行する。

この改正は、2022 年 1 月 18 日より施行する。

この改正は、2022 年 5 月 24 日より施行する。

この改正は、2025 年 10 月 1 日より施行する。